

平成29年3月17日付け県公報第2892号告示第193号（静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定の一部改正）中、次のとおり訂正する。

ページ 行

3 上から1～9

誤

カイル イン			カイル イン	<u>の国市との境界から山伏峠インターチェンジまでの区間を除く。</u>	
<u>伊豆の国市道菰1115号線</u>	<u>全区間</u>	<u>左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域</u>			
(略)			(略)		

正

カイル イン			カイル イン	<u>の国市との境界から山伏峠インターチェンジまでの区間を除く。</u>	
<u>伊豆の国市道菰1115号線</u>	<u>全区間</u>	<u>左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域</u>			
県道修善寺戸田線	戸田峠から伊豆ニッソーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点までの区間	<u>〃</u>	県道修善寺戸田線	戸田峠から伊豆ニッソーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点までの区間	<u>左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域</u>
(略)			(略)		